

市立大津市民病院混合廃棄物収集運搬及び処分業務 業務仕様書

1. 件名

市立大津市民病院混合廃棄物収集運搬及び処分業務 一式

2. 業務期間

契約日 から 令和2年3月31日 まで

3. 履行場所

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

地方独立行政法人 市立大津市民病院

4. 業務の内容

- ・市立大津市民病院第1駐車場地下1階に保管されている混合廃棄物(金属くず、廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、コンクリートくず等)について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等に従い、保管場所である第1駐車場地下1階(別紙1及び別紙2参照)より搬出・積み込みし、処分場まで運搬すること。
- ・上記のとおり運搬された廃棄物について、関係法令等に従い、適切に処分すること。
- ・廃家電製品については、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の規定に基づき適切に処分し、家電リサイクル券(特定家庭用機器廃棄物管理票)を病院担当者へ提出すること。
- ・産業廃棄物管理票(事業系マニフェスト)を管理し、業務完了後直ちに提出すること。

5. 事故発生時の報告義務

乙は、作業時において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

また、乙の故意又は重大な過失により、機器及び施設等を故障、破損、滅失等に至らしめた時は、乙の責任でもって当該施設等を原状に回復するとともに、これに要した費用並びに当該故障等により甲が被った損害に係る経費は、乙が負担するものとする。

6. 成果物の提出及び検査

本業務の完了後、次に掲げる成果物を提出し、当院の検査を受けること。

- ・業務完了報告書(様式任意)
- ・業務写真(様式任意)
- ・産業廃棄物管理票(事業系マニフェスト)
- ・家電リサイクル券(特定家庭用機器廃棄物管理票)

7. 現地調査

入札に参加する事業者は、事前に下記問合先に現場調査希望日時等を FAX（様式任意）にて送信の上
電話連絡し、担当者と日程調整等を行うこと。確認時間は 30 分程度、人数は 3 人までとする。

期 間:令和 2 年 1 月 24 日 から 令和 2 年 2 月 6 日 まで

場 所:市立大津市民病院 第1駐車場地下1階

担 当:市立大津市民病院 施設契約課 施設係 西津・原

連絡先:077-526-8517(TEL) 077-522-4720(FAX)

8. その他

- ・本業務を実施するにあたり、本院又は第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償すること。
- ・本仕様書に定めのない事項、又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、当院と協議の上、誠意をもってその解決を図るものとする。
- ・本業務に要する全ての費用は、本調達に含むものとする。